

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 28日

尼崎市長 殿



提出者

住所 尼崎市塚口本町八丁目1番1号

氏名 三菱電機株式会社 伊丹製作所
所長 都築 貴之

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 070-7823-8393

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三菱電機株式会社 伊丹製作所
事業場の所在地	兵庫県尼崎市塚口本町八丁目1番1号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	2913 電力開閉装置製造業 2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用，船舶用を含む）
②事業の規模	別紙のとおり
③従業員数	3,400人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量		t
	（これまでに実施した取組）		
	PCB機器・汚染物に関しては順次処理を進めており保管品はラベル等により明確化している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量		t
	（今後実施する予定の取組）		
	低濃度PCB含有機器については、更新計画の推進を行い、無害化処理を順次実施予定		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) PCB機器・汚染物に関しては順次処理を進めており保管品はラベル等により明確化している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) PCB機器・汚染物に関しては順次処理を進めており保管品はラベル等により明確化している。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組) 該当なし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	
(これまでに実施した取組) 該当なし。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	
(今後実施する予定の取組) 該当なし。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組) 該当なし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t
	再生利用業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t
	(これまでに実施した取組) 高濃度PCB機器処理完了。 低濃度PCB入り機器（絶縁油含む）については、認定事業者であるオオノ開発(株)に委託し無害化処理を実施 汚泥・強酸・強アルカリについては、装置の稼働状況により清掃計画をしているため、処理量に増減が生じる		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t
	再生利用業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t
	(今後実施する予定の取組)		
	P C B の漏洩リスク低減のため、筐体を含めた無害化処理の加速を行なう。今後は、大型機器の処理を実施予定。		
	強酸・強アルカリについては、設備メンテナンスを計画的に実施しているため、増減があるため、目標値は変更なしとする。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	33.20	t
	(今後実施する予定の取組等)		
高濃度 P C B 以外の特別管理廃棄物に関しては、電子マニフェスト導入済みであり、今後も継続していく。			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

1. 会社の概要

(1) 会社名

三菱電機株式会社

(2) 資本金

175,820百万円

(3) 従業員数

138,700人(連結)

2. 当該事業所において現に行っている事業の概要

(1) 従業員数

2400人(伊丹製作所分) 1000(系統変電システム製作所)

(2) 製造品出荷額等

800億円/年(伊丹製作所分) 300億円/年(系統変電システム製作所)

(3) 製造概要

伊丹製作所では、鉄道車両用電気品（主電動機、推進制御装置、保安装置等）の製造を行っている。

同じ構内にある系統変電システム製作所では、電力用開閉装置の製造を行っている。

(4) 製造等フローシート

図1～4参照

(5) 工場配置図

図5参照

(6) 事業展望

車両用電機品は、鉄道輸送が環境負荷の少ない輸送方法であることから国内外で新規路線の建設、新型車両への更新が進められており新幹線等の高速車両、地下鉄車両等向けの機器の製造が増加している。

電力用開閉装置は、中国等において社会インフラである送配電網の整備が進められており堅調な需要が継続している。

(7) 廃棄物フロー図

図6参照

(8) 連絡先

担当者：三菱電機株式会社 伊丹製作所 生産システム部 環境施設課

電話番号：06-6497-8279

3. 計画期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

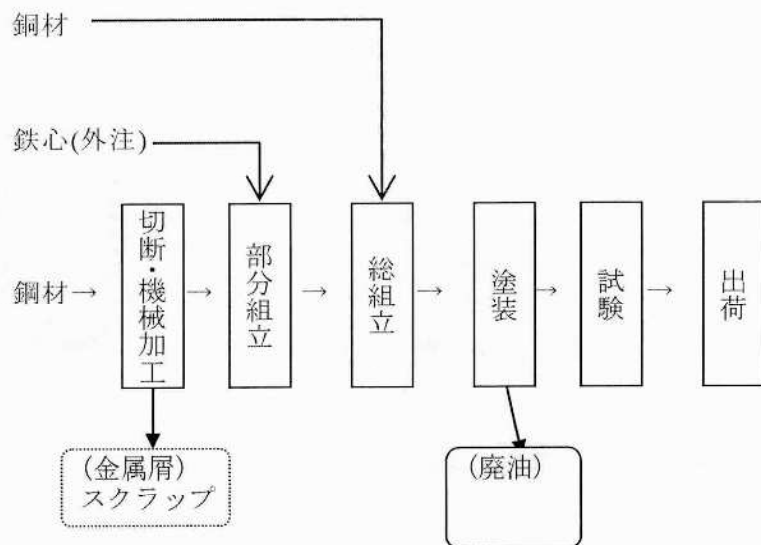


図 1. 車両用電動機製造フローシート

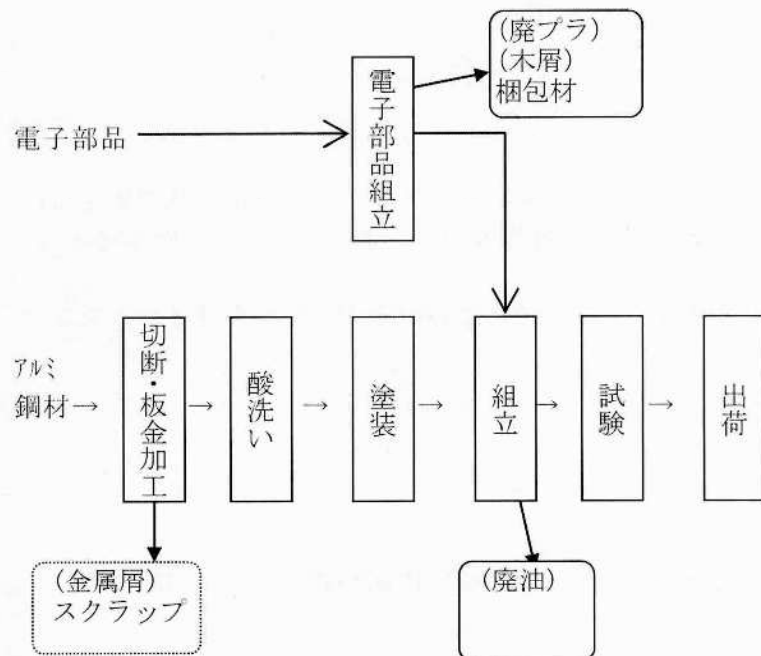


図 2. 車両用推進制御装置製造フローシート

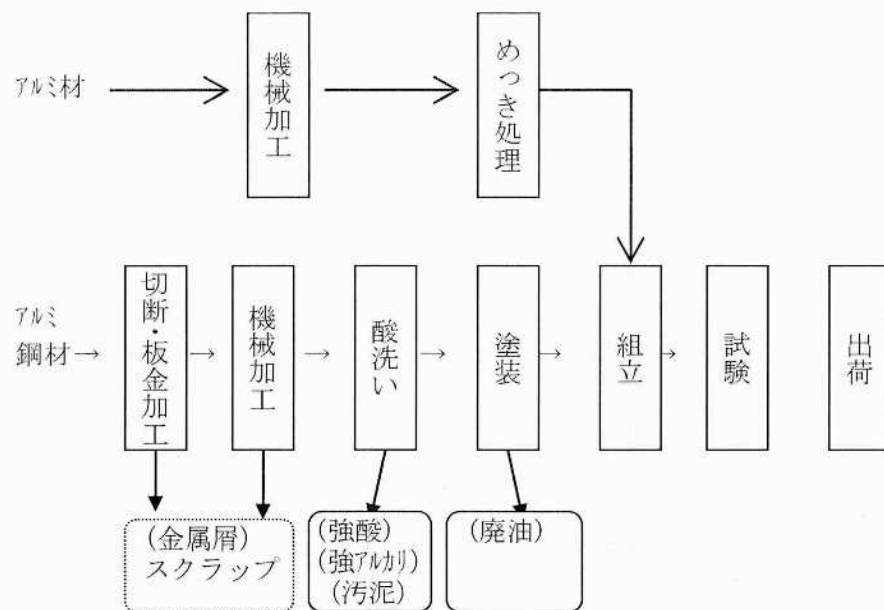


図3. 電力用開閉装置製造フローシート(溶接品の場合)

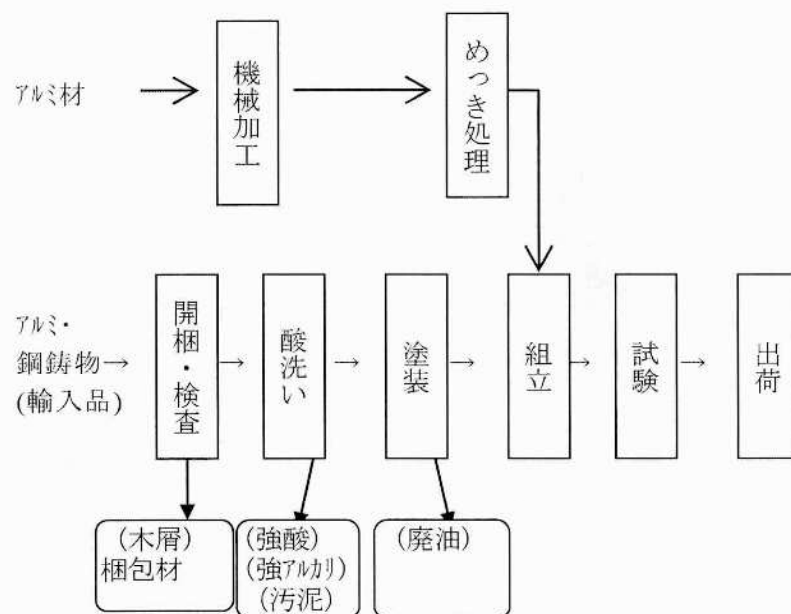


図4. 電力用開閉装置製造フローシート(铸件品の場合)

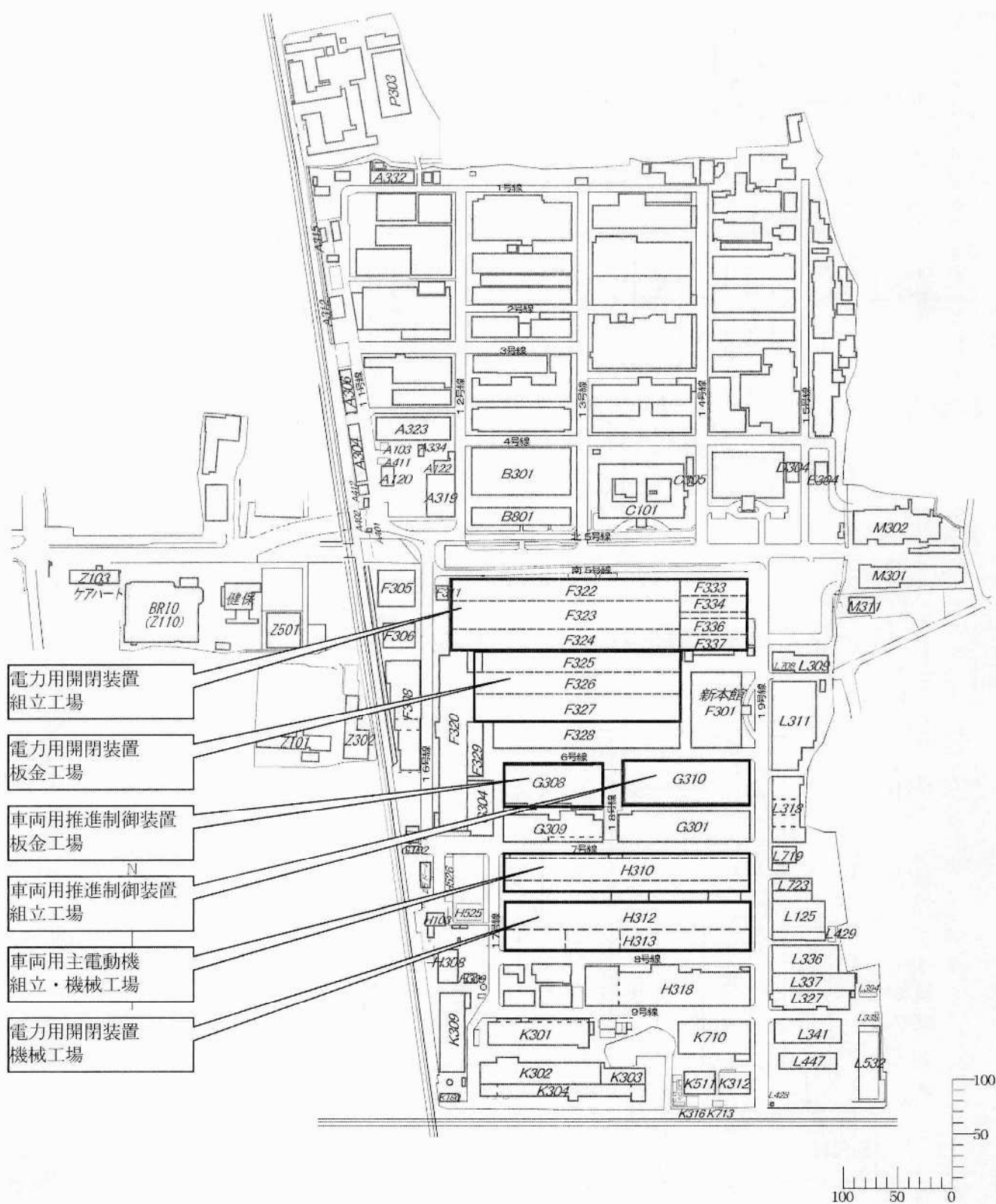


図 5. 工場配置図

発 生 源	廃 棄 物	処 理 ・ 処 分
機械加工工程	(7000 引火性廃油) 1.1 t	焼却 (1.1 t)
塗装工程	(7000 引火性廃油) 1.4 t	焼却 (1.4 t)
表面処理工程	(7000 引火性廃油) 0.2 t	焼却 (0.2 t)
	(7100 強酸) 33 t	中和 (20 t) 焼却 (13 t)
	(7200 強アルカリ) 13.8 t	焼却 (4.6 t) 混合調整 (9.2 t)
	(7426 汚泥(有害)) 0.0 t	高温熱分解 (0.0 t)

図 6. 廃棄物処理フロー図

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

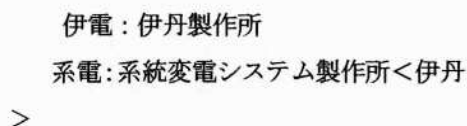
(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		所属：伊丹製作所	職・氏名：所長 都築 貴之
廃棄物担当		組織名：生産システム部環境施設課	職・氏名：課長 組織人数：5名
	廃棄物削減部会	・設備導入時等における新規発生廃棄物の抑制対策の検討 ・構内廃棄物の分別等の管理状態のパトロール	
	環境管理責任者	・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認	
	廃棄物管理担当課長 (環境施設課長)	・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員、構内関係会社に対する教育・啓発 ・その他関係する事項	
	部品加工部門課長 (開製一課長)	・産業廃棄物処理施設(シアン分解施設)の運転・維持管理状況の把握	

廃棄物管理組織

別紙－2参照

三菱電機 伊電地区 組織図



① 現状 【前年度（令和 5 年度）実績】

② 計画 【目標】

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状 【前年度（令和 5 年度）実績】

② 計画 【目標】

[illegible]